

第2回相模原・津久井地域合併協議会の結果報告

協議第1号

相模原・津久井地域
合併協議会における
協議事項について

表1のとおり提案され、
原案どおり決定されました。

今後これらについて、順
次合併協議会で協議される
こととなります。協議事項
30番の各種事務事業につ
いては、今後協議を行いな
がら、必要な事項につ
いては、協議項目に追加し
ていく予定です。

主な意見・質疑

委員 協議事項29番の都
市内分権と地域審議会等
の設置」を議題とする際
に、合併特例区につ
いて協議することを要望す
る。

合併後の一定期間（5年以

協議第2号

合併の方式について

城山町、津久井町及び相
模湖町の区域を相模原市に
編入する「編入合併」が提
案されましたが、新設合併
とすべきとの意見もありま
したので、継続して協議す
ることとなりました。

なお、合併方式の主な比
較は表2のとおりです。

主な意見・質疑

委員 出前講座を行っ
たが、町民からは「新設合
併」を望む声もあつた。

委員 これからの地方自
治体は自己決定、自己責

任、自己負担のもとで行
政運営をしていく必要が
ある。中核市である相模
原市の権限を受けて新し
い都市づくりをしていく
ため編入合併の方式がよ
いと考える。

委員 合併の方式は一番
重要なことなので、一度
で決められない。次回以
降改めて協議してはどう
か。

委員 全国的な事例から
相模原市を中心とした編
入合併だと認識している。
なぜ新設合併という意見
が出るのか理由を言うべ
きである。

委員 気持ちの上では対
等だと思っているが、中
核市であるため、新設合
併とはいかない。他の例
を見ても編入が望ましい。
時間をかけて議論しては
どうか。

委員 編入合併と提案し
た経緯と理由は、

事務局 他市町村の事例等
によると、規模の大きな
市の方が行政サービスが
高く市のレベルに合わせ
ることが多いので編入合
併を提案した。

アドバイザーからの一言
「編入」という言葉を使
っているため、編入される
市町村の意向が無視され
るようなイメージを連想さ
れると思うが、編入でも新設
でも内容は大きく変わらな
い。編入方式であれば、編
入される側に議論の焦点が
置かれ、意向などを議論し
やすくする。方式は編入合
併とし、実質的な議論をし
た方がよいと思う。

協議第3号

合併の期日について

「市町村合併の特例に関
する法律(合併特例法)」の
適用を受け、平成18年3月
31日までに合併することを
目標とすることが提案され、
原案どおり決定されました。

主な意見・質疑

委員 期日ありきで進め
ることはどうか。ただ目
標を決めることについて
は賛同する。19、20年度
も視野に入れ完璧な形で
合併をお願いする。

委員 期日を区切りやつ
ていくことが必要である
と思う。

協議第4号
新市の名称について
新市の名称は、「相模原
市」が提案されましたが、
新たな名称を考えるべきと
の意見もありましたので、
継続して協議することとな
りました。

協議第5号
新市の事務所の
位置について
新市の事務所の位置は、
相模原市中央二丁目一番
一五号(現在の相模原市役
所の位置)と提案され、原
案どおり決定されました。

協議第6号

事務事業一元化の
基本方針について

各市町で行われている福
祉、建設、教育などすべて
の事務事業の一元化を図
るための基本方針について表
3のとおり提案され、原案
どおり決定されました。

主な意見・質疑

委員 事務事業一元化の
調整の際には、相模原市の
制度を基準にしながら、3
町のことも考慮して調整
を進めてほしい。

表1 相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について

1 合併の方式	16 町名・字名の取扱い
2 合併の期日	17 土地利用の取扱い
3 新市の名称	18 上下水道事業の取扱い
4 新市の事務所の位置	19 地方税の取扱い
5 議会議員の定数及び任期の取扱い	20 国民健康保険事業の取扱い
6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	21 介護保険事業の取扱い
7 特別職の身分の取扱い	22 保健衛生事業の取扱い
8 一般職の職員の身分の取扱い	23 使用料、手数料等の取扱い
9 財産の取扱い	24 補助金、交付金等の取扱い
10 条例、規則等の取扱い	25 一部事務組合等の取扱い
11 事務組織及び機構の取扱い	26 清掃事業の取扱い
12 電算システムの取扱い	27 消防業務及び消防団の取扱い
13 行政連絡機構の取扱い	28 防災事業の取扱い
14 慣行の取扱い	29 都市内分権と地域審議会等の設置
15 公共的団体等の取扱い	30 各種事務事業の取扱い
	31 まちづくりの将来ビジョン

表2 合併の方式(編入合併と新設合併)の主な比較

	編入合併	新設合併
合併市町村の名称	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに定めることもできる。	新たに定める。
市町村の長	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は職を失う。	合併する市町村の長は職を失う。
議会の議員	原則として編入する市町村の議会の議員は変わらず、編入される市町村の議会の議員は職を失う。ただし、定数、任期などについて合併特例法による特例がある。	原則として合併する市町村の議会の議員は職を失い、合併市町村の法定数による設置選挙を行う。ただし、定数、任期などについて合併特例法による特例がある。

表3 事務事業一元化の基本方針について

- 1 基本原則
事務事業の一元化を図るにあたり、次のことを基本原則とします。
・新市としての一体性をできるだけ早く確保すること
・住民福祉の向上に努めること
・使用料・手数料や地方税などの負担が公平となるよう努めること
・健全な財政運営に努めること
・行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努めること
・地域特性の尊重に努めること

2 調整方針
基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものとします。また各市町の制度のうち、地域特性を有するものや、合併後直ちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響があるものについては、経過措置を設定するなど円滑な移行に向けた調整を図るものとします。

3 調整方針の区分
調整方針の決定にあたっては、次に掲げる区分を基準として定めるものとします。

調整方針の区分	調整方針の具体例
現行	現行のまま存続 ・現行のまま新市に引き継ぐ。
統合	合併時に統合 ・合併時に相模原市の制度に統合する。
	速やかに統合 ・速やかに相模原市の制度に統合する。
廃止	段階的に統合 ・3年間(5年間)は現状のままとし、その後、相模原市の制度に統合する。 ・3年間(5年間)で、段階的に相模原市の制度に統合する。 ・3年(5年)以内に、相模原市の制度に統合する。
	廃止の方向で調整 ・合併時に廃止する。 ・新市において速やかに廃止する。 ・3年間(5年間)で段階的に廃止する。 ・3年(5年)以内に廃止の方向で調整する。

経過措置の期間の設定については、原則として3年間とする。ただし、3年間で統合することが極めて困難な場合は、5年間とする。

- 4 事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分
事務事業の調整方針は、次に掲げる協議ランクに応じた組織において決定するものとします。
・ランクA 合併協議会で協議すべきもの(合併協議項目)
・ランクB 専門部会、幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの
・ランクC 専門部会で協議し、幹事会、合併協議会に報告するもの

